

令和6年度(2024年度)
西宮市立北山学園 園児募集要項(随時募集)

クラス	知的・発達クラス
募集人数	若干名
対 象	3歳児～5歳児 (H30.4.2生～R3.4.1生) ※児童及びその保護者が西宮市内に居住又は本市に転入することが確実であること
通園方法	単独通園 (豊かな自然環境を生かし、子どもたちがのびのびたくましく育つことを目指します。)
備 考	・受付は、随時行っています。ただし、希望者が予定数に至った場合は、募集を終了します。 ・入園希望者が定員を上回る場合、就学年齢前の方を対象にした集団生活への適応訓練を主な支援内容としていることから、より就学に近い年齢(4歳・5歳)の方を優先して入園決定する場合があります。

提出書類

- ◆以下の書類を西宮市立こども未来センター・発達支援課まで提出ください。
- ・西宮市立児童発達支援センター入園申込書
 - ・同意書(発達検査記録等の本人の状況等について、関係機関に情報提供を求めることについての同意)

※わかば園と北山学園を併願して、申し込むことはできません。

提出方法

- ◆郵送または持参により、提出してください。

見学・体験

- ◆入園の申込みにあたり、施設見学が必要となります。
見学をしていない方には、園より案内します。

入園判定結果

- ◆入園検討会を行い、その結果により入園内定者を決定します。
決定後、入園判定結果通知書を発送します。

備 考

- ◆通園費用について

通園の際には、以下の利用料が必要となります。

- ① 通園使用料（障害児通所給付費の1割が自己負担となります）
- ② 給食費
- ③ その他の実費

※通園使用料及び給食費は、市町村民税額（前年度所得）により異なります。

※「幼児教育・保育の無償化」実施により、令和6年4月1日時点で満3歳～満5歳の方（誕生日が平成30年4月2日～令和3年4月1日までの方）については、通園使用料の自己負担はありません。（無償化対象の方も、給食費等の実費負担分は、利用料が必要となります。）

- ◆受給者証について

入園の際には西宮市生活支援課発行の「通所受給者証」が必要となります。

入園内定者は入園開始（令和6年4月1日）までに、西宮市生活支援課にて、受給者証の発行申請を行って頂きます。（入園内定者には別途案内します。）

- ◆問合せ先

西宮市 こども支援局 こども未来部 発達支援課

住所：〒663-8202 西宮市高畑町2番77号 西宮市立こども未来センター内

電話：0798-65-1936

FAX：0798-64-5103

e-mail:vo_wakaba@nishi.or.jp